

平成 21 年 5 月 28 日

環境省 廃棄物・リサイクル対策部  
リサイクル推進室 上田室長 殿  
経済産業省 産業技術環境局  
リサイクル推進課 横山課長 殿  
農林水産省 総合食料局  
食品環境対策室 谷村室長 殿

## 要 望 書

食品関連環境問題検討会  
代表 味の素㈱ 平田 昌之

本検討会は 20 数社の食品企業等で構成され、食品企業に関わる環境問題について情報・意見の交換を図り、各企業活動の向上を図るとともに、関係官庁等への要望等もとりまとめ、環境関連の施策が円滑に、かつ、適確に進められるように努めております。

容器包装リサイクル法への対応については、我々食品企業は大量の容器包装、特に、『その他プラスチック』を使用しておりますが、何よりも最優先されるべき食品の安全性を確保した上で、廃棄物の減量化を進め、更には資源の有効な利用の確保のために、その 3R の推進には大きな責任を担っていると認識し、リデュース等に鋭意取り組んでおります。

また、容器包装リサイクル法における再商品化費用の多くを負担しているのは、我々食品企業であり、容器包装、とりわけ『その他プラスチック』の再商品化については、強い問題意識を持っております。

容器包装リサイクル法は、今後の環境問題に社会全体で取り組んで行く上で、重要なものと認識しており、地球資源の有効活用、環境負荷の低減の観点から、より有効で持続出来るものにすべく、再商品化のあり方等について下記に意見・要望を記すものです。

### 記

#### 1. 材料リサイクル優先の見直しについて

- ・ 材料リサイクル優先とすべき明確な理由・根拠が認められない以上、早急に材料リサイクル優先は止めるべき
- プラスチック製容器包装再商品化手法に関する環境負荷等の検討（平成 19 年 6 月 財団法人 日本容器包装リサイクル協会）によると①材料リサイクル手法が特段優れていないこと、②手法ごとに節約できる資源が異なること、③特に材料リサイクルでは再商品化後に何に利用されるかが重要なこと、とされています。

現在、材料リサイクルとして利用されている製品は、日本容器包装リサイクル協会の資料によると、材料リサイクル優先事業者、非優先事業者のいずれの再商品化製品も、殆どは木製パレットの代替等、プラスチック材料として必須な製品とは言えないものにしかありません。

循環型社会形成推進基本法において、推奨されているリサイクルは、リサイクルによって天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減されることにありますが、標記の再商品化における材料リサイクルは、現状では残念ながら天然資源（この場合は主に石油資源）の消費抑制になっておらず、環境負荷の低減に繋がっているとは言えないものです。

- ▶ 表-1に示すように、容リプラの材料リサイクルによる製品は、多額の社会的コストが投入されているにもかかわらず、低価値の製品にしかありません。  
社会コストを投入するのであれば、それを支払っている特定事業者等、更にはそれを負担している消費者が納得できる社会的価値（この場合環境価値）があつてしかるべきと考えます。しかしながら、投入する社会的コストに見合う価値は全く認められません。

表-1 再商品化製品価格と社会的コスト

|            | 再商品化製品価格<br>(ペレット、ﾌﾗﾌ) | 社会的コスト  |
|------------|------------------------|---|
| 現行のその他プラ   | ¥10～20,000/ﾄﾝ          | 事業者が¥50,000～80,000/ﾄﾝを負担<br>市町村が分別収集による追加費用負担 |
| 単一素材、産廃系プラ | ¥40,000～50,000/ﾄﾝ      |   |

出典：中環審・産構審プラスチック容器包装に係る再商品化手法検討会合同会合資料等

- ▶ 表-2に示すように、平成21年度入札において優先される材料リサイクルは競争原理が全く働かず落札価格が高止まりしていることは明らかです。このような状況下、平成21年度再商品化事業者の入札において、ケミカルリサイクル事業者の入札辞退や減量申請等、再商品化手法の市場そのものが崩壊する兆候が現れてきています。

表-2 平成21年度材料リサイクル手法優先 vs 非優先の落札状況

|                 | 落札量        | 充足率   | 落札単価       |
|-----------------|------------|-------|------------|
| プラスチック材料リサイクル優先 | 343,781 ﾄﾝ | 99.0% | ¥80,619/ﾄﾝ |
| 非優先             | 40,827 ﾄﾝ  | 50.1% | ¥53,355/ﾄﾝ |

出典：(財)日本容器包装リサイクル協会プラスチック容器事業委員会資料

## 2. その他の意見・要望

- ・ 分別収集方法の統一、特に汚れた容器の扱いについて徹底すべき

分別収集方法の統一、特に再生原料として適していない汚れた容器包装については一般ごみ等としてエネルギーリカバリーの実施を徹底すべきと考えます。

- ・ 再生利用と熱回収の優先順位については、環境負荷の観点から考慮すべきことを再確認し、その判断基準を明確化すべき

改正容器包装リサイクル法に対する衆院附帯決議で“プラスチック製容器包装の再商品化手法については、循環型社会形成推進基本法の原則を堅持すること”との指摘がなされていますが、再生利用と熱回収の優先順位について、基本原則に記される“次に定めるところによらないことが環境への負荷の低減にとって有効であると認められるとき”の判断基準を検討・明確化すべきと考えます。

以上